

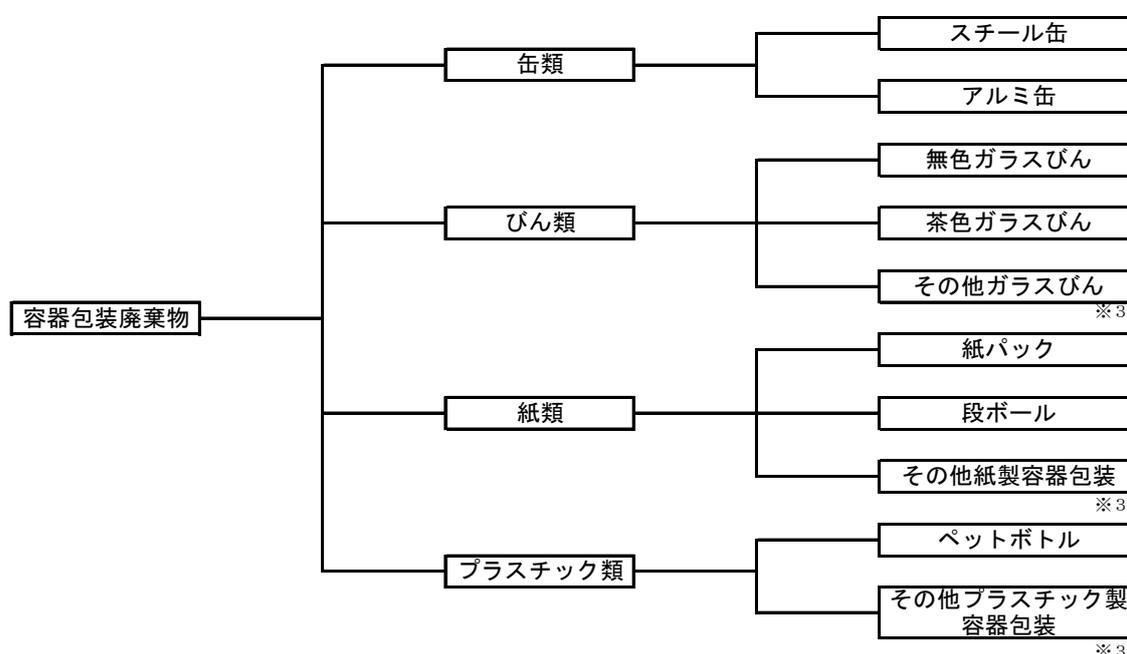
兵庫県分別収集促進計画（第8期）の概要

I 計画策定の趣旨

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（通称：容リ法。以下「法」という。）に基づき、県域での容器包装廃棄物の分別収集を促進するため、「兵庫県分別収集促進計画（第8期）」^{※1}を策定する。

本計画は、県の「市町分別収集計画策定指針」を踏まえて全41市町が策定（策定主体：25市8町4事務組合）した「市町分別収集計画」における分別収集量^{※2}等を取りまとめるとともに、県としての分別収集促進のための施策を示したものである。

なお、分別収集の対象品目は、次の10品目である。



※1 容リ法は平成7年12月施行。分別収集促進計画（第1期）の計画期間は平成9年度から平成13年度。本計画（第8期）の計画期間は平成29年度から平成33年度。3年ごとに計画を改定。

※2 分別収集量：市町等が分別収集し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会や再資源化業者に引き渡しできるものの量。
日本容器包装リサイクル協会へ引き渡しできるもの（特定分別基準適合物）：国の定める再商品化のための基準を満たすもの。

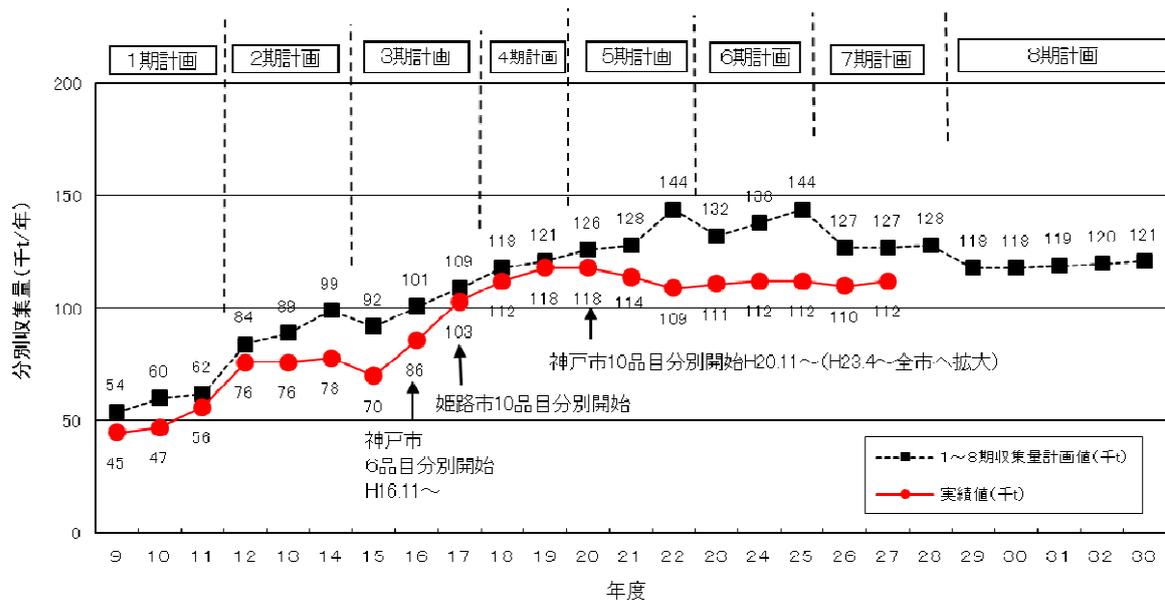
※3 その他ガラスびん：無色、茶色以外のガラス製の容器。
その他紙製容器包装：紙パック、段ボール以外の紙製の容器包装。
その他プラスチック製容器包装：ペットボトル以外のプラスチック製の容器包装。

II これまでの計画の進捗状況と評価

1 現状

第1期から第8期の兵庫県分別収集促進計画及び分別収集量の実績は、図1のとおりである。分別収集量の実績値は、対象品目が10品目となった平成12年度以降7~8万tと横ばいで推移していたが、平成16年度は神戸市において6品目分別収集が開始されたことなどにより大幅に増加した。平成17年度には姫路市の10品目分別収集開始等により初めて10万tを超え、さらに、平成20年度からは神戸市で10品目（北区のみ先行実施。その他の区は平成23年度から実施。）の分別収集が開始され、分別収集量は約11万トン（平成12年度の1.5倍）となっている。

図1 容器包装廃棄物の分別収集量の推移



2 評価

(1) 分別収集量

県内人口の約6割を占める6市（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市）では、平成12年度時点での分別収集量が県内全体の半分を下回っていたが、神戸市、姫路市及び明石市において10品目分別収集が開始されたことなどにより、平成27年度には分別収集量が平成12年度の1.8倍、県全体の約59%まで増加している。

また、それ以外の市町においても、引き続き取組が拡大されてきたことから、平成12年度に比べ平成27年度には分別収集量は1.2倍に増加している(表1)。

表1 県及び6市（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市）の容器包装廃棄物分別収集量の推移

【単位：t】

区分	兵庫県全体	6市	6市以外
H12年度	75,971 (100%)	37,648 (49.6%)	38,323 (50.4%)
H27年度 (速報値)	111,775 (100%)	66,155 (59.2%)	45,619 (40.8%)
H12→H27	1.5倍	1.8倍	1.2倍

() 内は各年度内での内訳割合

(2) 分別収集市町数

平成 12 年度時点で全 10 品目を分別収集していた市町数は 0 市町であったが、平成 27 年度では 28 市 12 町となり、計画値を達成した。

(3) 分別収集率

平成 12 年度時点で分別収集率^{*}は全県で 18%であり、平成 27 年度の分別収集率は全県で 39%へと向上しているものの、計画値である 44%（第 7 期計画の平成 27 年度計画値）に達していない。

〔^{*}分別収集率(%) = 容器包装廃棄物の分別収集量(実績) / 容器包装廃棄物の排出量(推計)〕

表 2 品目別の分別収集市町数及び分別収集率

区分	平成 27 年度(速報値)										平成 27 年度(計画)	
	缶		ガラスびん			紙パック	段ボール	その他紙	ペットボトル	その他プラスチック	全県	全県
	スチール	アルミ	無色	茶色	その他							
分別収集 取組市町数	41	41	41	41	41	41	41	40	41	41	40	40
分別収集率	57%	85%	46%	48%	68%	16%	68%	19%	75%	22%	39%	44%

Ⅲ 分別収集促進計画（第 8 期）

1 策定方針

本計画を策定するに当たっての方針を以下に示す。

- (1) 環境に配慮した持続可能な循環型社会の実現を目指す。
- (2) 県民、事業者及び行政の各主体がそれぞれの公平な役割分担をもとに自発的かつ積極的な取組を行う。
- (3) 廃棄物の発生抑制を第一とし、それができないものについて、再使用、再資源化やエネルギー回収を図る。
- (4) 10 品目分別収集する市町数を全 41 市町とする。
- (5) 分別収集量（H33 年度目標：120,788t）及び分別収集率（H33 年度目標：45%）の向上を図る。

2 計画期間

平成 29 年 4 月を始期とする 5 年間。（3 年後に改定。）

3 対象品目

法対象の全品目（I に記載の 10 品目。）を対象とする。（第 2 期計画以降同じ。）

4 計画値

上記の「1 策定方針」に基づき、市町等に「市町分別収集計画策定指針」を示し、市町等計画案のヒアリングを行い、分別収集の品目数維持及び収集率を上げるよう促した。

その結果として、市町等が策定した分別収集計画を取りまとめた第 8 期分別収集促進計画の中間目標（平成 31 年度）及び最終目標（平成 33 年度）の計画値は表 3 のとおりである。

表3 分別収集促進計画の計画値

区分	(速報値)	(計画)	
	平成 27 年度	平成 31 年度 (中間目標)	平成 33 年度 (最終目標)
10 品目分別収集する市町の割合	98%	100%	100%
分別収集量	111,775 t	119,483 t	120,788 t
排出量 (推計)	289,419 t	273,010 t	269,694 t
容器包装廃棄物分別収集率	39%	44%	45%

5 10 品目分別収集する市町の割合

10 品目全てを分別収集する県内市町の割合について、平成 27 年度実績の 98% (28 市 12 町) から、平成 29 年度以降は 100%となるよう市町の取組を促す。

6 分別収集量

分別収集量を平成 27 年度実績の 112 千 t から、平成 33 年度には 121 千 t に増加させる (表 4)。

なお、平成 30 年度には、第 7 期計画の計画値 128 千トンに対して 118 千トンとなっているが、これは容器包装の素材転換や軽量化が進むなど、容器包装廃棄物の排出量の計画値が 6 千トン減少 (281 千トン→275 千トン) しているためである。

表 4 分別収集量の計画値 (単位: t)

区分		(速報値)	(計画)				
		H27 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
缶 類	スチール缶	6,225	6,338	6,201	6,057	5,903	5,762
	アルミ缶	6,081	6,280	6,301	6,320	6,341	6,351
び ん 類	無色ガラスびん	9,342	10,608	10,789	10,977	11,155	11,334
	茶色ガラスびん	6,760	7,470	7,546	7,625	7,701	7,772
	その他ガラスびん	4,678	4,177	4,227	4,277	4,325	4,371
紙 類	紙パック	1,321	1,456	1,449	1,474	1,468	1,459
	段ボール	32,535	34,034	34,018	34,102	34,138	34,136
	その他紙製容器包装	11,222	13,028	13,370	13,835	14,229	14,556
プ ラ ス チック 類	ペットボトル	11,325	11,164	11,120	11,103	11,062	11,007
	その他プラスチック製容器包装	22,287	23,228	23,445	23,713	23,888	24,038
合計値		111,775	117,783	118,466	119,483	120,210	120,788
1 人あたりの収集量 (g/人・日)		55	58	59	59	60	60

7 分別収集率

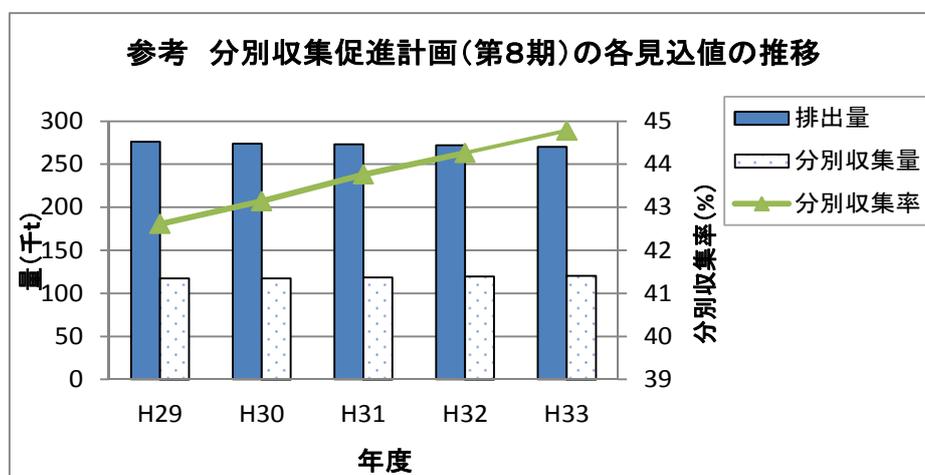
分別収集率を平成 27 年度実績の 39%から、平成 33 年度には 45%とする(表 5)。

表 5 県及び 6 市(表 1 に同じ)等の分別収集率計画値

区分	(速報値)	(計画)				
	H27 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
県全体	39%	43%	43%	44%	44%	45%
6 市	36%	41%	41%	42%	43%	44%
6 市以外	44%	46%	46%	47%	47%	47%

表 6 品目別の分別収集率

平成 33 年度計画	缶		ガラスびん			紙パック	段ボール	その他紙	ペットボトル	その他プラスチック	全県
	スチール	アルミ	無色	茶色	その他						
分別収集率	78%	80%	61%	62%	59%	20%	70%	28%	76%	26%	45%



8 今後の方策

(1) 今後の方策

- ① 市町等によるリサイクルプラザ、ストックヤード等の再生利用施設の着実な整備を推進し、県民の理解と協力が進むよう市町等と連携した県民への情報提供・普及啓発を行う。

特に分別収集率の低い「その他紙製容器包装」、「その他プラスチック製容器包装」、「紙パック」及び「ガラスびん」について、実態にあった排出量の把握、回収場所や収集回数の増加を進め、更なる分別収集及び分別収集率の向上を図る。

このため、ごみ組成調査の実施、広報誌等による住民への周知の強化、分別収集体制の見直し、量販店や市役所等での拠点回収、自治会や学校単位の集団回収等の活用等について重点的に市町等への助言を行う。

- ② 兵庫県廃棄物処理計画(平成 25 年 3 月改定)では、ごみ発電について、市町等の施設整備に合わせて最大限に導入を促していくこととしている。

このため、容器包装廃棄物として分別収集されない「その他プラスチック製容器包装」については、エネルギー回収の観点から可能な限りごみ発電等で有効利用する。

9 兵庫県 の 容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進に関する施策

(1) 排出抑制及び分別収集の促進に関する施策	①容器包装廃棄物の分別排出の促進 市町等に対して、実状に合わせ、一般ごみの指定ごみ袋制、収集運搬の有料化等の手法を検討し、容器包装廃棄物と一般ごみの分別排出を進めるよう促す。
	②分別収集の方法の改善<重点> 市町等に対し、収集運搬体制の見直しや選別方法等の改善による収集量・質の向上を促す。
	③量販店等における拠点回収の促進<重点> 量販店における店頭回収、公共施設等での資源回収ステーションの設置等について、市町広報誌等でPRする等、容器包装廃棄物の回収の場所と機会を増やすよう促す。
	④地域住民による集団回収等の促進<重点> 集団回収に対する奨励金制度等を活用することにより、市町等が積極的に集団回収を支援するよう働きかけ、一層の分別収集の促進を図る。
	⑤県市町廃棄物処理協議会 県及び県内市町等の連携強化を図り、廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための取組について協議する。(先進的な取組事例等を情報共有し、各市町等の実践を促す。)
	⑥レジ袋削減対策等の推進 ひょうごレジ袋削減推進会議(平成19年6月設立)により、事業者、消費者、行政の連携のもと、レジ袋削減を全県的に推進する。
	⑦事業所から排出される廃棄物の分別促進 市町等と連携して、事業所に対し産業廃棄物と一般廃棄物との分別、減量を促す。
	⑧イメージキャラクターの活用 家庭での容器包装廃棄物の分別の周知を徹底するため、親しみやすいイメージキャラクターを活用した広報などの活用を市町等に助言する。
	⑨外国人への周知 英語、中国語、ハングル、ポルトガル語等の外国語によるリサイクルマニュアルやパンフレット等を作成し、より多くの住民へ周知を図るよう市町等の取組を促す。
	⑩施設整備の推進<重点> 容器包装廃棄物の効率的な分別収集を図るため、市町等に対し、循環型社会形成推進交付金を活用して、リサイクルプラザ、及びストックヤード等の再生利用施設の着実な整備を行うよう、助言する。
	⑪マイボトルの普及促進<重点> 関西広域連合で取組んでいるマイボトル推進の周知を図り、繰り返し使用できる水筒等の利用を推進することで、使い捨て容器の排出抑制を促進する。
(2) 知識の普及	①住民への分別収集・リサイクルに関する情報の提供 住民の意識を高めるため、指定法人等から市町等への拠出金の支払い額、住民の分別排出への協力度や最終的なリサイクルの結果等の情報を、市町等が広報誌等により住民へフィードバックするよう促す。
	②取組の顕著な団体への表彰 リサイクル活動等において顕著な実績を挙げている個人・グループ・学校・事業所・市町等に対し、顕彰を行う。
	③「もったいない」精神の普及 「もったいない」精神を活かし、物を最後まで使い切ること、それでも発生した廃棄物はリサイクルするよう啓発・実践し、容器包装廃棄物の排出抑制を図る。
	④環境学習・教育の展開 ひょうご環境体験館(はりまエコハウス)、出前講座等を活用した環境学習、市町等によるごみ処理施設見学の受入れや、小学生向け副読本の配布等により、リサイクルに関する意識を高める。

(3) 情報交換の促進	① 県市町廃棄物処理協議会による県及び市町等の連携及び情報交換（再掲）
	② ひょうごレジ袋削減推進会議による事業者、消費者、行政の連携と情報交換（再掲）
	③ 市町広報誌等による拠点回収、分別収集・リサイクルに関する情報の提供（再掲）

(参考)

○ 市町ごとの分別収集量の計画値

(単位:t)

市町組合名/年度	実績	計画				
	平成27年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
神戸市	33,809	38,524	39,537	40,541	41,563	42,533
姫路市	9,773	9,834	9,784	9,733	9,682	9,619
尼崎市	7,121	6,739	6,638	6,547	6,464	6,389
明石市	3,824	3,765	3,723	3,980	3,945	3,908
西宮市	8,245	8,703	8,764	8,782	8,824	8,843
洲本市	587	629	625	620	616	611
芦屋市	1,642	1,631	1,632	1,634	1,636	1,638
伊丹市	6,212	6,077	6,077	6,077	6,064	6,052
相生市	739	767	760	753	746	740
加古川市	3,383	3,655	3,651	3,647	3,643	3,634
赤穂市	1,036	1,123	1,131	1,139	1,147	1,154
宝塚市	7,480	7,185	7,207	7,229	7,252	7,276
三木市	2,125	1,936	1,921	1,906	1,891	1,877
高砂市	1,301	1,298	1,290	1,283	1,275	1,272
川西市	4,693	4,721	4,700	4,679	4,658	4,625
小野市	539	595	592	589	586	584
三田市	1,959	2,138	2,129	2,124	2,109	2,099
加西市	727	640	633	626	620	613
篠山市	760	810	810	810	810	810
丹波市	1,142	1,460	1,444	1,428	1,412	1,397
南あわじ市	966	996	995	995	993	992
淡路市	793	805	801	885	939	929
宍粟市	722	763	751	739	727	723
加東市	512	578	576	574	573	571
たつの市	1,608	1,671	1,658	1,643	1,630	1,615
猪名川町	885	877	877	875	873	872
稲美町	656	892	891	890	888	887
播磨町	652	772	770	769	766	764
福崎町	331	331	333	336	339	342
太子町	588	585	583	582	581	580
上郡町	257	287	283	280	277	273
佐用町	382	394	385	377	368	362
新温泉町	576	657	649	641	631	623
北播磨清掃事務組合	1,587	1,697	1,686	1,675	1,664	1,652
南但広域行政事務組合	1,506	1,471	1,449	1,425	1,407	1,385
中播北部行政事務組合	342	328	324	320	316	313
北但行政事務組合	2,317	2,449	2,404	2,351	2,293	2,234
全県合計	111,775	117,783	118,466	119,483	120,210	120,788

北播磨清掃事務組合：西脇市、多可町、加東市滝野地区

南但広域行政事務組合：養父市、朝来市

中播北部行政事務組合：市川町、神河町

北但行政事務組合：豊岡市、香美町（新温泉町は除く）

加東市：滝野地区は除く

○市町ごとの1人1日あたりの分別収集量

(単位:g/人・日)

市町組合名/年度	実績	計画				
	平成27年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
神戸市	60	68	70	72	74	76
姫路市	50	50	50	50	50	50
尼崎市	44	41	41	40	40	39
明石市	36	35	35	37	37	37
西宮市	46	49	49	49	49	49
洲本市	36	39	39	39	40	40
芦屋市	48	46	46	46	46	46
伊丹市	86	85	85	85	85	85
相生市	68	71	71	71	71	72
加古川市	35	38	38	38	38	38
赤穂市	58	63	64	65	67	68
宝塚市	90	88	88	89	89	89
三木市	75	68	68	68	68	68
高砂市	39	38	38	38	38	38
川西市	83	81	81	81	81	81
小野市	30	34	34	34	34	34
三田市	47	50	50	50	50	50
加西市	44	39	39	39	39	39
篠山市	50	52	52	53	53	54
丹波市	48	61	61	60	60	60
南あわじ市	56	56	57	57	58	58
淡路市	50	49	49	55	59	58
宍粟市	52	54	54	55	55	55
加東市	51	57	57	57	57	57
たつの市	56	59	59	58	58	58
猪名川町	78	75	75	75	75	75
稲美町	58	78	78	78	78	78
播磨町	53	61	61	61	61	61
福崎町	46	46	47	47	48	48
太子町	48	47	47	47	47	47
上郡町	46	51	51	51	51	51
佐用町	59	62	62	62	62	62
新温泉町	107	119	120	120	120	120
北播磨清掃事務組合	58	61	61	61	61	61
南但広域行政事務組合	75	72	72	71	71	71
中播北部行政事務組合	39	38	38	38	38	39
北但行政事務組合	64	66	66	66	66	66
全県合計	55	58	59	59	60	60

北播磨清掃事務組合：西脇市、多可町、加東市滝野地区
 南但広域行政事務組合：養父市、朝来市
 中播北部行政事務組合：市川町、神河町
 北但行政事務組合：豊岡市、香美町（新温泉町は除く）
 加東市：滝野地区は除く

○ 市町ごとの分別収集率

(単位:%)

市町組合名／年度	実績	計画				
	平成27年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
神戸市	37	46	48	49	51	52
姫路市	53	54	54	54	54	54
尼崎市	33	31	31	31	31	31
明石市	33	27	27	29	28	28
西宮市	27	31	32	32	33	33
洲本市	43	34	35	35	36	36
芦屋市	58	40	40	40	40	40
伊丹市	47	49	49	49	49	49
相生市	41	49	49	49	49	49
加古川市	26	32	32	32	32	32
赤穂市	33	45	46	47	48	49
宝塚市	66	61	62	63	63	64
三木市	47	48	48	48	48	48
高砂市	30	30	30	30	30	30
川西市	51	51	51	51	51	51
小野市	19	22	23	23	23	24
三田市	29	33	33	33	33	33
加西市	42	42	42	42	42	42
篠山市	31	37	37	37	38	38
丹波市	28	38	38	38	38	38
南あわじ市	38	57	58	58	59	59
淡路市	42	47	47	52	56	56
宍粟市	30	53	54	54	54	54
加東市	36	44	44	44	44	44
たつの市	49	47	48	48	48	48
猪名川町	48	61	61	61	61	61
稲美町	49	68	68	68	68	68
播磨町	44	52	52	52	52	52
福崎町	37	36	36	37	37	37
太子町	44	33	33	33	33	33
上郡町	28	43	43	43	43	43
佐用町	36	48	48	48	48	48
新温泉町	59	76	76	76	76	76
北播磨清掃事務組合	43	43	43	43	43	43
南但広域行政事務組合	43	47	47	47	47	47
中播北部行政事務組合	36	34	34	34	34	34
北但行政事務組合	52	46	46	46	46	46
全県合計	39	43	43	44	44	45

北播磨清掃事務組合：西脇市、多可町、加東市滝野地区

南但広域行政事務組合：養父市、朝来市

中播北部行政事務組合：市川町、神河町

北但行政事務組合：豊岡市、香美町（新温泉町は除く）

加東市：滝野地区は除く